

第 73 回

姫路市民体育大会ヨットレース

SAILING INSTRUCTIONS

帆走指示書

緊急連絡先

レース本部	TEL 090-3678-6713 (石田)
木場ヨットハーバー	TEL 079-246-3928
海の110番(海上保安署)	TEL 118
姫路海上保安部	TEL 079-231-5065

2020年10月18日の暦 姫路港

日の出	6時9分
日の入	17時23分

干潮	4:26	30cm	17:04	63cm
満潮	10:47	160cm	22:35	136cm

第73回姫路市民体育大会ヨットレース 帆走指示書

1. レース日程

2020年10月18日(日)

07:00	出艇申告受付開始	木場 YH 1階ピロティ
07:30	出艇申告受付締切	
07:30	艇長会議	木場 YH ピロティー
09:25	予告信号	播磨灘北東部
15:00	タイムリミット	

2 責任の所在

- (1) 全ての艇、参加者は自分自身の責任でレースに参加する。主催団体はレース前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。
- (2) レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。
- (3) 誓約書に艇長がサインをするということは艇における全ての参加者が誓約書に同意したことである。
- (4) 全ての参加者は救命具を直ちに使用できるよう準備した状態でレースに臨まなければならない。
- (5) 本レース参加艇は、レース中の緊急時にレース本部と連絡の取れる有効な通信手段を装備（携帯電話）しなければならない。

3. 競技者への通告

競技者への通告は、クラブハウスピロティーに設置される公式掲示板に掲示される。

4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、レース当日のAM7:30までに公式掲示板に告示される。

5. 陸上で発する信号

陸上で発する信号は、クラブハウス前のフラッグポールに掲げる。尚、下記以外の旗を掲げることはない。

V 旗：競技者は、この信号が降下されるまで出港してはならない。

A P 旗：レースは延期されている。予告信号は、降下後 60 分以降に発する。

L 旗：競技者への通告事項がある。

N 旗 + A 旗：以後のレースは、中止された。

6. コース (別紙参照)

(1) コースは Start → 鞍掛島 (反時計回り) → Finish とする。

(2) コースの鞍掛島とは、鞍掛島灯台を中心に半径 0.5 マイルの円内にある

全ての島及び水上岩を含むものとする。

7. レース本部及び本部船

本レース本部は木場ヨットハーバーに置き、海上本部船は（ヨット マナンド7 パシフィック 40）を使用する。

8. マーク

スタート及びフィニッシュの OUTER マークは、直径約 0.6m 高さ約 1.0m の円筒形（俵型）のオレンジのブイを使用する。

9. スタート

- （1） スタート・ラインは、スターボードの端となる本部船のオレンジ旗を揚げたマストとポートの端となる OUTER マークの間とする。
- （2） レースは全クラス同時スタートをする。
- （3） 競技艇は、スタート信号から 15 分経過以降にスタートする艇は、「スタートしなかった（DNS）」と記録される。

スタートまでの時間	信号種類	視 覚 信 号	音声信号
レース延期	回答旗	 回答旗	2 声
5 分前	予告信号	クラス旗（掲揚）↑	1 声
4 分前	準備信号	  P 旗 又は I 旗 （掲揚）↑	1 声
1 分前	（1 分前）	P 旗 又は I 旗 （降下）↓	長音 1 声
0	スタート信号	クラス旗（降下）↓	1 声

10. コース変更及び短縮

スタート後のコース変更はしない。

11. フィニッシュライン

フィニッシュラインは、スターボードの端となる本部艇（運営艇）の青旗を揚げたマストとポートの端となる OUTER マークの間とする。

12. タイムリミット

フィニッシュのタイムリミットは、全クラス 15 : 00 とする。

13. リタイア

リタイアしたヨットの艇長は、速やかにレース本部にその旨を伝えなければならない。尚、この報告は遅くとも 10 月 18 日 16 : 00 までに行う事。
10 月 18 日 16 : 00 までに連絡の無い場合は、搜索を要請することがある。

14. 申 告

本レース参加艇の艇長は、出走及び、帰着に関する申告を所定時間内に所定用紙にて本レース陸上本部へ提出しなければならない。尚、この申告の受付時間は下記の通りとする。

出走申告 10月18日 07:00 から 07:30 まで

帰着申告 レース終了時（フィニッシュ時）にすみやかに本部艇に提出。

15. 抗 議

- (1) 抗議はレース委員会によって審問され、その裁量をもって最終とする。
本レースのプロテスト委員はレース委員会メンバーにより構成される

16. 本レース参加艇の識別及びクラス別の識別

- (1) 本レース参加艇は、船尾デッキより 1.5m以上、上部に本レース委員会から貸与された下記クラス識別旗（三角形）を取付けなければならない。尚、クラス識別旗は出走受付時に貸与し、帰着申告時に返納するものとする。

A クラス… ピンク色三角旗 B クラス…青色三角旗

C クラス…緑色三角旗

17. 本ヨットレース運営基準

- (1) レース開催時（スタート前を含む）風速が 10m/s 以上、視程が1マイル以下、並びに、気象警報（強風、波浪警報等、海上運航に関するもの）が発令された場合はレースを中止、中断します。

18. 順位の決定

各クラスとも本レース委員会が決定する T.C.F を採用する。

修正時間＝T.C.F x 所要時間

同修正時間の場合は、T.C.F 値の低い方を上位とする。

19. 賞

- 各クラス優勝 姫路市長杯（持回り）
- 各クラス上位入賞（賞状）
- その他

20. 搭載物品等の放置禁止

本レースの参加艇は、艇に関する所有物等を木場ヨットハーバー施設内、およびすべての栈橋、護岸等の係留施設付近に放置してはならない。